

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日時 平成27年6月11日(木)
開会 午前10時46分
閉会 午前11時6分
- 3 場所 正・副議長応接室
- 4 出席議員 (委員長)梅村 均、(副委員長)木村冬樹
櫻井伸賢、相原俊一、堀 巖
宮川 隆議長、黒川 武副議長
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明員 議会事務局長、行政課長、議会事務局主査
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項

(1) 一般質問の割り振り変更について

議長：6月22日は午後3時30分から農業委員会総会が開催されることに伴い割り振りの変更をお願いしたい。

委員：農業委員会はどこで開催されるのか。

事務局：7階の委員会室です。

副議長：議会からの推せんによる委員の当日における現地調査は、該当しているのか。

事務局：商工農政課に確認したところ、該当ありませんと回答がありました。

委員：6月22日を3人、23日を5人、25日を5人に変更する。(了承)

(2) 3月定例会で提出した意見書に対する議員からの回答について(別紙)

議長：賛同した議員に対して、質問が出されている。当時賛同した議員で現在4人の議員が該当する。所見であるが、議員として判断した以上責任が発生すると思う。意見を求められて、個人として判断基準を述べることは問題ない。相手方の意見を一方的に聞くことで、苦情のようなものを言われる場合は、受ける気はないが、議会としてどのように対応するか。4人一緒に対応するか、個々に説明する機会か時間を設けるかどうか。

委員：書面で求めるならば、書面で回答すればよいのでないか。4人で相談して回答するのもよいのでないか。

委員：岩倉市議会での意見になっているので、ほかの市議会でも話題にな

っている。そういう意味において、岩倉市議会で回答すべきでないか。全員協議会のような形で議員全員が集まって、協議するのもよいのでないか。

副議長：請願に賛成した議員への質問である。議会に対しての質問ではなく、議員個人に対する質問でないか。

委員：私は反対した立場であるが、議会として動いている話である。議会としては、賛成したと説明はする。

議長：この場ですぐに回答を出すのは難しい。次回の議会運営委員会で取りまとめできないか。

(3) 女性活躍担当大臣から全国市議会議長会に出された要請に伴う標準市議会会議規則の改正通知への対応について

議長：全国市議会議長会から通知されたことに伴い、当市議会会議規則を1カ所見直したいこともあり、早い時期の改正を検討しているので提案したい。後で通知文の写しを全議員に配布します。

副議長：各会派に持ち帰り、検討していただき、次回の議会運営委員会で結論を出すことでどうか。

議長：過去の経緯からすると当市議会の会議規則は、標準会議規則を踏まえているが、一部分は独自の部分があるので、標準会議規則が改正されたからと言っても、当市の会議規則をすぐに改正することでないが、趣旨を鑑み、会議規則に盛り込む必要があると思うし、条ずれが生ずる可能性があるのもので、その点も含めて対応をお願いしたい。

(4) その他

①議会事務局への注意について

委員：本日の委員会の会議次第を用意していないことは、手抜きであり議会事務局が、事前に用意すべきでないか。一般質問日に農業委員会総会があることは、わかっていたのでないのか。一般質問は、議員の支援者が傍聴に来られることもあるのに、急な変更に対して影響が生ずる。議会事務局は、自ら報告すべきではないのか。

局長・事務局：今後、十分気をつけます。申し訳ありませんでした。

②相原俊一議員の一般質問の一部取り下げについて

議員から通告の3番目の項目を取り下げの旨の申し出があった。

委員：質問内容によって、臨機応変に対応すればよいのでないか。

委員：通告した質問が重複することがあり、会派内では調整すべきでないか。違う視点で聞くことは構わないがどうか。

副議長：会派でなく個人として質問することである。前の質問者が同じ質

問した場合、自分の切り口を変えたらどうか。後から質問する人は、その点を踏まえて質問すべきでないか。

委員：会派内での考え方もある。

委員長：会派内の課題として協議してほしい。

行政課長：議会側としては、臨機で対応されますが、当局は答弁書を作成する関係上、どのようにすべきでしょうか。

委員：相原俊一議員が質問時に、割愛する旨を話すと申し出があったので、通告はそのままとする。答弁書は作成しないこととする。(了承)